

□12月14日(水)

1. 災害復旧事業について

8月の一連の台風により、農地をはじめ河川敷のスポーツ施設、道路橋りょう施設など様々な施設が被害を受け、その復旧に向けた補正予算について、何点か質問しました。

1つが、災害復旧事業の全貌が明らかになっていないことから、その全体像を示すよう求めるとともに、それが出来ないのであれば、今度の予算措置をする時期が何時頃なのか明らかにするよう求めました。

2つ目として、災害復旧事業の多くが起債(借金)を財源としていることから、今後の財政運営に与える影響と起債の元利償還金に対する交付税措置など、国等からの支援措置の内容等について、理事者側の考えを質しました。

3つ目として、特に農地の災害復旧事業に関し、政策的判断として被災農家からの分担金(復旧事業に関する自己負担分)をいただかないのであれば、9月議会で制定した分担金を徴収するための条例は廃止すべきであり、その方が農家の皆さんの安堵感が増すということを指摘しました。

いずれにしても、一日も早い復旧に向けて、市理事者・議会が協力し、必要な措置を必要な時期に速やかに実施していくことが求められます。

2. 次期指定管理者の指定について

今年度末をもって指定期間が満了し、平成29年度から新たに指定管理者が指定される17の施設等の議案に対し、これまでの検証を踏まえた改善点や指定の考え方等について質問しました。

特に、これまで「みどりの村振興公社」が管理運営を行っていた「都市農村交流センター(サラダ館)」と「とち大平原交流センター」が、新年度以降それぞれ別の事業者が管理運営を担うこととなったため、「みどりの村振興公社」の今後の考え方について質しました。同公社の事業内容は、ほぼ両施設の管理運営のみとなっており、指定管理業務から撤退することになると、公社の存続が問われることとなるためです。

これに対して、市理事者から「みどりの村振興公社」は、今年度末をもって清算することが、私の質問への答弁で初めて明らかになりました。

今後は、公社が担ってきた役割を踏まえ、しっかりとした説明責任を果たすことが求められます。